

東総地区クリーンセンターにおけるダイオキシン類排出基準値超過について

- 令和 4 年 7 月 2 9 日に県（海匠地域振興事務所）により、当施設焼却炉（1 号炉）のダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査が実施され、その際に採取した排ガスから、同法に基づく排出基準値の超過が判明しました。
（測定値：0.20 ng-TEQ/m³ 国の排出基準値 0.1 ng-TEQ/m³以下）
ただし、人の健康や周辺環境に影響を及ぼすものではありません。
- 9 月 2 4 日から 1 号炉を稼働停止し、原因究明のため設備点検を実施中です。
- 県から、9 月 3 0 日付けで、原因究明と対策の実施、改善報告書の提出を求めるとともに、施設の再稼働に当たって事前に県による確認を受けることを求める「注意」文書を受理しました。
- この事態を重く受け止めるとともに、皆様方には多大な心配とご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後は、原因究明に努めるとともに、再発防止の徹底を図り、安全、安心な施設の運営に向けて取り組んでまいります。

1 主な経緯

令和 4 年 7 月 29 日	県（海匠地域振興事務所）により、当施設焼却炉（1 号炉）のダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査実施
9 月 1 日	県から検査結果の速報値が基準超過との報告を受けるとともに、立入検査が実施されたが、特に指摘事項なし
9 月 6 日	自主測定を実施（県立会）⇒1・2 号炉とも基準値以下
9 月 24 日	1 号炉を稼働停止し、原因究明のため設備点検を実施（約 1 ヶ月間）
9 月 30 日	県から注意文書を受理
10 月 3 日	当施設周辺の地元住民へ説明会を実施

2 今後の対応について

- 設備点検（約 1 ヶ月間）により原因を究明し、不良箇所等が確認された場合には、速やかに改善等の対策を講じ、その結果を県へ報告をします。
- 設備点検後に県の立ち入り検査を受け、施設の稼働を再開します。

3 健康及び周辺環境への影響について

今回の測定値（ 0.20 ng-TEQ/m^3 ）を施設建設時の環境影響評価調査に基づき、周辺地区の大気環境濃度を予測したところ、最大着地濃度は $0.0116 \text{ pg-TEQ/m}^3$ であり、国が定める大気環境基準（ 0.6 pg-TEQ/m^3 ）を大きく下回っています。

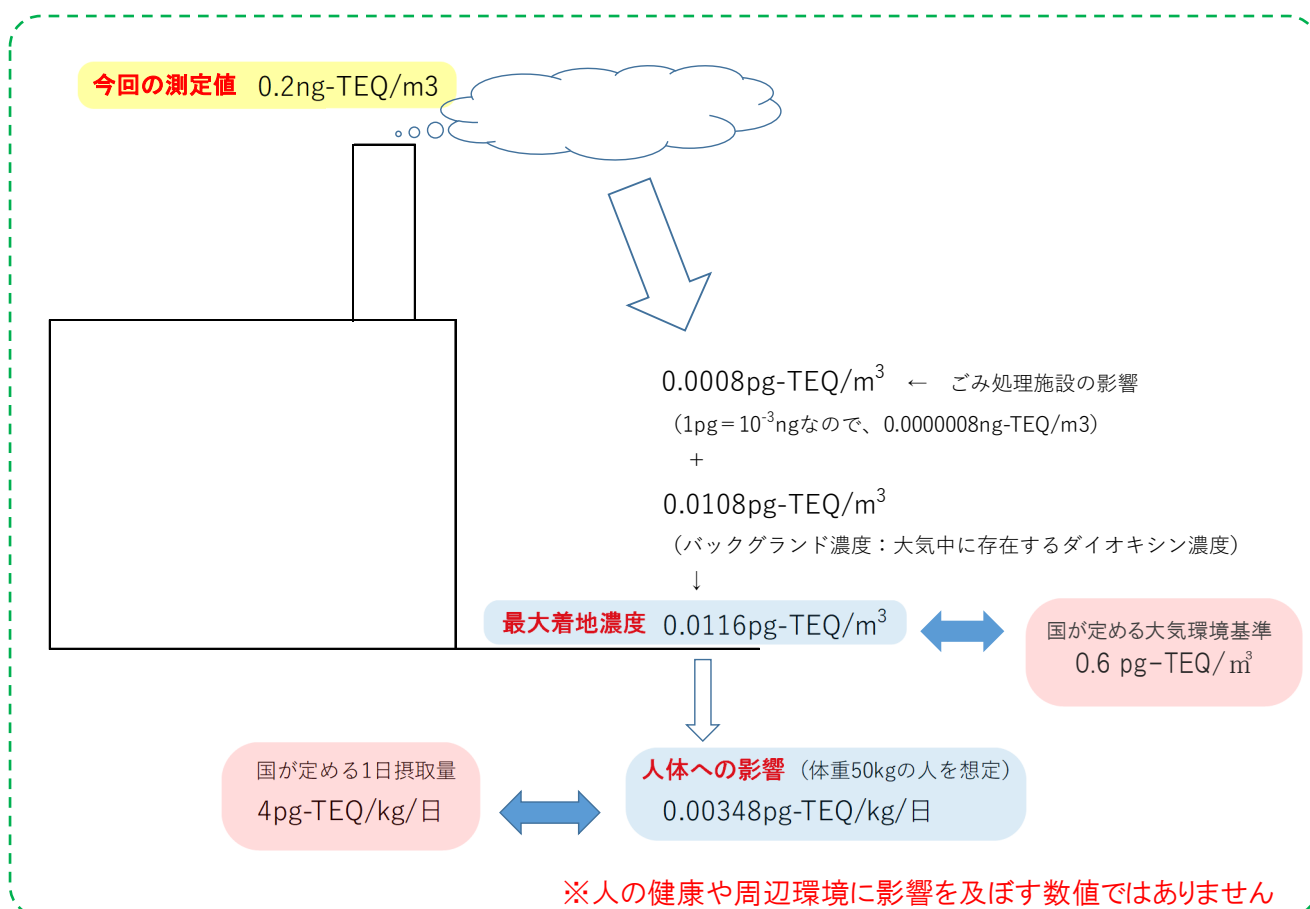
また、人体に対しては、大気中のダイオキシン濃度を $0.0116 \text{ pg-TEQ/m}^3$ 、体重 50kg の人が1日に 15 m^3 呼吸したとして計算したところ、ダイオキシン類の摂取量は、 $0.00348 \text{ pg-TEQ/kg/日}$ と国が定める耐容1日摂取量 4 pg-TEQ/kg/日 を大きく下回っており、人の健康や周辺環境に影響を及ぼすものではありません。

※1 pg（ピコグラム）とは1兆分の1グラムを表す単位。

ng（ナノグラム）は、pgの1千倍で、10億分の1グラムを表す。

※2 TEQ（毒性等量）とはToxicity Equivalency Quantity の略。

ダイオキシン類は、種類により毒性が異なるため、最も毒性の強いものに換算して表示。



4 その他

(1) 自主測定結果について

○ 施設稼働後から自主的に実施している測定の結果は、全て基準値以下です。

※ 令和3年4月～令和4年7月（2か月に1回実施）

1号炉：0.00015～0.0057 ng-TEQ/m³ 2号炉：0.00018～0.0033 ng-TEQ/m³

○ 排出基準値超過後、9月6日の自主測定の結果は、基準値以下です。

※ 1号炉 0.0034 ng-TEQ/m³ 2号炉 0.0019 ng-TEQ/m³

(2) ごみの受入れについて

○ 1号炉は設備点検等のため稼働を停止しておりますが、2号炉は稼働しており、ごみの受入については、通常通り実施しております。

(3) お問い合わせ

東総地区広域市町村圏事務組合 環境施設課

住所 銚子市野尻町1678番地1（東総地区クリーンセンター管理棟1階）

TEL 0479-30-2311

FAX 0479-33-3611